

世界農業遺産「清流長良川の鮎」プロモーションビデオ等作成業務委託 仕様書

1 業務目的等

平成 27 年 12 月に世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」の普及啓発及び保全・継承に取り組むため、昨年度、認定地域の自然景観や漁業、伝統産業に関する画像・映像データの収集を行った。

今回、当該画像・映像データ等を活用し、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の特徴である、人の生活、水環境、漁業資源が相互に関連する「長良川システム」について広く理解を深めるためのプロモーションビデオ及び小学生を対象とした副読本を作成する。

2 業務名

世界農業遺産「清流長良川の鮎」プロモーションビデオ等作成業務委託

3 委託業務期間

委託契約締結日から平成 31 年 3 月 15 日(金)まで

4 委託内容

(1) 事業概要

世界農業遺産「清流長良川の鮎」認定地域（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）の自然景観、鮎釣り、伝統産業等の構成要素を効果的に PR し、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の特徴である、人の生活、水環境、漁業資源が相互に関連する「長良川システム」について理解を深めることができるプロモーションビデオを作成するとともに、小学生を対象とした副読本を作成する。

(2) 業務内容（ストーリー作成）

- 以下に示す項目が容易に理解できる内容とし、関係する団体、人物等の取材を行った上で、プロモーションビデオと副読本が連動した構成となるよう、シナリオを作成すること

| | 項目 | 内容（例） | |
|----------------------|---|-------------------------|---|
| プロモーションビデオ、副読本 共通 | 世界農業遺産 | 「世界農業遺産の解説」「国内外の認定地域紹介」 | |
| | 長良川システム | 森が蓄える長良川の清流 | 「源流から人の生活と密接にかかわる長良川」「都市部を流れながらも清流を保ち続ける長良川」「人が適正に関与する“里川”である長良川」 |
| | | 日本有数の鮎 | 「“郡上釣り”“瀬張り網漁”などの伝統漁法」「日本屈指の鮎の漁獲量・生産量」「“郡上鮎”の出荷体制とブランド化」 |
| | | 鮎と水の文化 | 「“鵜飼”などの鮎漁の歴史」「“水舟”等長良川の水にまつわる文化」「“美濃和紙”“岐阜提灯”など長良川の水にゆかりのある伝統工芸」「長良川流域の多様な農林水産業」 |
| | | 森・川・海のつながりで育つ鮎 | 「川と海を回遊する鮎」「遺伝的多様性に配慮し資源再生産に寄与する“魚苗センター”の鮎種苗の放流」 |
| | | 川を守る活動 | 「長良川流域の豊かな自然と多様な生物」「上流域のきれいな水を守る暮らし」「中流域の環境美化の取り組み」 |
| 森を育てる活動 | 「長良川の水を守る森づくり」「漁協や森林組合による源流の森育成」「中流域の住民による上流域の森林保全活動」 | | |

| | | |
|-------|-----------|-------------------------------|
| 副読本のみ | 「能登の里山里海」 | 「里山」「里海」「農林漁業の知恵や工夫」「祭りと伝統技術」 |
|-------|-----------|-------------------------------|

(3) 業務内容（プロモーションビデオ作成等）

①プロモーションビデオ作成

- ・原則としてすでに県が保有している映像・画像素材※を中心に構成するものとし、映像コンテンツの構成上必要となる素材については、②③において追加で撮影を行うものとする。
 - ※写真1777枚、動画112本(計9時間17分)、空撮動画50本(計2時間51分)
- ・15分及び5分前後の長短2通りを作成すること。
 - 15分版：研修会や視察対応等での放映等を想定。
 - 5分版：展示会での連続放映、Web ページでの公開などを想定。
- ・認定地域の自然環境や伝統産業等を効果的にPRし、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の魅力を強く印象付けるとともに、「長良川システム」に対する理解がより深まるものとする。
- ・ナレーション及びテロップは日本語及び英語の2言語とし、ナレーションについては各言語のネイティブアナウンサー等の生声とすること。
- ・BGMについては、JASRAC の手続きなど権利関係の対策済みのものであること。
- ・納品は一般的な家庭用 DVD プレーヤーで再生可能な DVD ディスクの他、PC 等で再生可能な動画ファイルとする。
- ・DVD は、メニュー画面で言語の切り替えや15分版・5分版の選択ができるようにすること。
- ・最終的なデザイン及び構成については、県と協議の上決定すること。

②写真撮影

- ・撮影日数は5日以上。
- ・素材は、プロモーションビデオの構成上必要なものとする。ただし、撮影内容については県と協議のうえ決定すること（「清流長良川の恵みの逸品（第3回認定品）」、清流長良川あゆパーク、岐阜県魚苗センター等）。
- ・納品データは、以下の3種類とし、JPEG形式のファイルとすること。
 - 大型スクリーン投影に耐え得るサイズ
 - パンフレット等（A4サイズを基本）で使用するサイズ
 - ポスター等で使用するサイズ

③動画撮影（地上での通常撮影・水中撮影・ドローン等による空撮）

- ・撮影日数は8日以上。
- ・素材は、プロモーションビデオの構成上必要なものとする。ただし、撮影内容については県と協議のうえ決定すること（「清流長良川の恵みの逸品（第3回認定品）」、清流長良川あゆパーク、岐阜県魚苗センター等）。
- ・地上での通常撮影・水中撮影・ドローン等による空撮の日数割振りは県と協議して決定する。ただし、事前の撮影場所の詳細調査の日数は撮影日に含まない。

- ・映像の解像度は 1920×1080 のフル HD とし、1 素材あたり 5 分程度の映像素材として、編集加工を前提としたファイル形式とすること。

④納品について

- ・納入期限：平成 31 年 3 月 15 日
- ・納品先：岐阜県庁 9 階 里川振興課（岐阜市藪田南 2-1-1）
- ・①のプロモーションビデオは DVD300 枚で納品すること。
そのうち 5 枚は PAL 形式、残り 295 枚は NTSC 形式とすること。
- ・DVD は、DVD-R でも可とするが、ケース印刷挟み込み・盤面印刷を行うこと。
- ・動画ファイルは、一般的な WindowsPC で再生可能なファイル形式及び WEB 配信可能なファイル形式とし、具体的なファイル形式等は県と協議して最終決定する。
- ・①の動画ファイル、②の写真、③の動画素材については、ポータブルハードディスクで納品すること。
- ・納品に際しては、最新のパターンファイルに更新してあるウイルスチェックソフトウェアで、コンピュータウイルスの感染がないことを十分確認すること。
- ・ポータブルハードディスクは、自動暗号化機能があり、USB バスパワー駆動の製品であること。

⑤業務を進めるうえでの留意事項

- ・受注者は、作成する映像コンテンツの内容や撮影した画像・映像等の内容について、業務の各段階において県の確認を得ながら業務を進めるものとする。
- ・受注者は業務の過程で、県の求めに応じて、業務の進捗状況の中間報告を行うこと。

(4) 業務内容（副読本の作成）

①デザイン・構成等

- ・本副読本は、小学校高学年への配布を想定。
- ・「世界農業遺産」及び「長良川システム」の概要を解説する内容とすること。
- ・本文最終ページは隣県認定地域「能登の里山里海」の紹介ページとすること。
- ・最終的なデザイン及び構成については、県と協議の上決定すること。

②校正・印刷

- ・校正は、文字校正 3 回以上、色校正 1 回以上とすること
- ・印刷は③に定める規格により行うこととする。ただし、掲載する内容、全体のレイアウト、デザイン等を勘案し、これによりがたい場合は県と協議の上、変更することができる。

③印刷規格等

- ・ A4 サイズ中綴じ（製本右側長辺 2 か所ステープラ止め）
- ・ 24 ページ（表紙、裏表紙含む）
- ・ 表裏紙カラー、本文モノクロにて両面印刷
- ・ 再生マットコート紙（表裏紙 135kg、本文 90kg）
- ・ 10,000 部印刷

④納品について

- ・ 納入期限 : 平成 30 年 10 月 1 日
- ・ 納品先 : 岐阜県庁 9 階 里川振興課（岐阜市藪田南 2-1-1）
- ・ 納品形態 : 梱包は 100 部をクラフト紙で包装した上で、段ボールに箱詰めすること。なお、箱詰めの際に余った分はクラフト紙で包装したもので可とする。
また、電子データとして、PDF 及びイラストレーター形式で納品すること。なお、PDF ファイルは、各章ごとに作成、保存すること。

⑤その他の付随業務

- ・ 受託者は、本業務のほか、これに付随する一切の業務を行うものとする。

⑥原稿作成上の留意事項

- ・ 絵（図解）イラスト、マンガ、写真等を用いて、対象児童（小学校高学年）が十分理解できる表現方法に努めること
- ・ 対象児童が読むことができる文字の大きさとし、ルビが必要な漢字にはルビを付すこと
- ・ 項目（章）ごとに完結したストーリーとし、かつ、ページの途中で項目の切り替えを行わないこと
- ・ 作画等について、学生（専門学校生を含む）及び漫画家志望者等作画に関する業務に従事していないものが本件作画等に従事する（委託を受けて従事することを含む）ことは固く禁じること
- ・ 原稿の作成は、流域 4 市（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）の教育委員会等、教育関係者の意見を得ながら進めること

5 クレームへの対応及び第三者に対する損害賠償

- （1）取材の過程等で生じたクレームについて、受託者は解決に向けて誠意のある対応をとること。またその対応の経過について、速やかに県に報告すること。
- （2）受託者は、本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

6 業務完了後の提出書類

本業務完了後 1 か月を経過する日又は平成30年3月23日（金）のいずれか早く到来する日までに、県へ次のとおり提出するものとする。

- （1）実績報告書
- （2）収支精算報告書
- （3）委託業務完了届
- （4）提出部数：書面 2 部（原本 1 部、副本 1 部）

なお、記録媒体は仕様4（3）④のとおり

（5）納入場所：農政部里川振興課里川振興係

7 支払条件等

- （1）本業務に係る経費については、業務開始以降に支払うものとする。
- （2）本業務の遂行上、必要がある場合は、受託者は概算払いを請求することができる。その際は、所定の様式により請求書を提出すること。
- （3）確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合は、受託者は当該超過分を県に返還するものとする。

8 著作権の利用許諾等

- ・ 4（3）②については、別添著作権等取扱特記仕様書（a）のとおりとする。
- ・ 4（3）①、③については、別添著作権等取扱特記仕様書（b）のとおりとする。
- ・ 4（4）については、別添著作権等取扱特記仕様書（c）のとおりとする。

9 業務の適正な実施に関する事項

（1）関係法令等の遵守

受託者は、本業務を実施するにあたり、航空法（昭和27年法律第231号）等の関係法令等を遵守する。

（2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、自身が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

（3）個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（4）守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（5）知的財産権の取扱い（著作権は除く）

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

（6）人物撮影

人物を撮影する際には、あらかじめ撮影目的、映像用途等を説明のうえ、顔等が明らかになることについて承諾を得ておくこととする。

10 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

（1）妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通

念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 履行期間の延長変更の請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

1 1 その他

(1) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、県及び受託者双方合意の上、決定する。なお、提案内容は、提案者が実施可能なものであることを前提とするが、提案内容の全てを採用して契約締結するとは限らないものとする。

(2) 契約締結後、業務の実施に当たっては、県と十分協議したうえで行うものとする。

(3) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

<別記>

著作権等取扱特記仕様書（a）

（著作者人格権等の帰属）

第1 世界農業遺産「清流長良川の鮎」プロモーションビデオ等作成事業委託業務仕様書4（3）②で作成される著作物（以下、「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

（利用の許諾）

第2 受託者は、県に対し、成果物が著作物に該当する場合には、県（県が指定する者を含む。以下同じ）が次に掲げる方法で、成果物を利用することを許諾する。

- 一 公共スペース等での展示会のために必要な範囲で成果物を複製し、展示すること
- 二 ポスター等広報物を作成するために、必要な範囲で成果物を複製し、無料で県民等に配布すること
- 三 県が実施する会議などにおいて、必要な範囲で成果物を複製し、無料で配布、説明又は上映すること
- 四 インターネット（関係ホームページ等）に掲載し、無料で配信すること
- 五 県政広報番組等の広報番組で紹介すること
- 六 一から五を実施する際、必要のために著作物を編集及び加工すること

（著作者人格権）

第3 県は成果物を利用するにあたって、著作者の表示をすることを要しない。

- 2 著作者は、県が写真を利用するにあたり、その利用形態に応じて写真の拡大縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾する。
ただし、県はこれらの改変であっても、写真の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 3 県は、前項以外の改変を行う場合は、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。

（保証）

第4 受託者は、県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

（対価）

第5 本成果物の作成の対価、本成果物の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第6 県及び受託者は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

(その他)

第7 本書に定めのない利用形態については、発注先と受託者別途協議の上、利用の可否、対価等につき決定するものとする。

<別記>

著作権等取扱特記仕様書（b）

（著作者人格権等の帰属）

第1 世界農業遺産「清流長良川の鮎」プロモーションビデオ等作成事業委託業務仕様書4（3）①及び③で作成される著作物（以下、「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

（利用の許諾）

第2 受託者は、県に対し、成果物が著作物に該当する場合には、県（県が指定する者を含む。以下同じ）が次に掲げる方法で、成果物を利用することを許諾する。

- 一 県が実施する会議などにおいて、必要な範囲で成果物を複製し、無料で配布、説明又は上映すること
- 二 インターネット（関係ホームページ等）に掲載し、無料で配信すること
- 三 県政広報番組等の広報番組で紹介すること
- 四 一から三を実施する際、必要のために著作物を編集及び加工すること

（著作者人格権）

第3 県は成果物を利用するにあたって、著作者の表示をすることを要しない。

2 県が映像の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（拡大、縮小、色調の変更、一部切除等も含む。）には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。

（保証）

第4 受託者は、県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

（対価）

第5 本成果物の作成の対価、本成果物の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6 県及び受託者は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

（その他）

第7 本書に定めのない利用形態については、発注先と受託者別途協議の上、利用の可否、対価等につき決定するものとする。

<別記>

著作権等取扱特記仕様書（c）

（著作者人格権等の帰属）

- 第1 世界農業遺産「清流長良川の鮎」プロモーションビデオ等作成事業委託業務仕様書4（4）で作成される著作物（以下、「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

（利用の許諾）

- 第2 受託者は、県に対し、成果物が著作物に該当する場合には、県（県が指定する者を含む。以下同じ）が次に掲げる方法で、成果物を利用することを許諾する。
- 一 広報物を作成するために、必要な範囲で成果物を複製し、無料で県民等に配布すること
 - 二 県が実施する会議などにおいて、必要な範囲で成果物を複製し、無料で配布すること
 - 三 一及び二を実施する際、必要のために著作物を編集及び加工すること
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約より前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 県は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に受託者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。）に許諾を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

（著作者人格権）

- 第3 県は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、成果物が著作物に該当する場合には受託者が承諾した時に限り、すでに受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む）ができる。
- 2 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。

- 3 県は、成果物が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該成果物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 県は、成果物が著作物に該当する場合において、第2項に定める改変以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

(保証)

第4 受託者は、県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第5 県及び受託者は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

(その他)

第6 本書に定めのない利用形態については、発注先と受託者別途協議の上、利用の可否、対価等につき決定するものとする。